

令和6年度葛飾区アートイベント助成募集要項

アートイベントを助成します

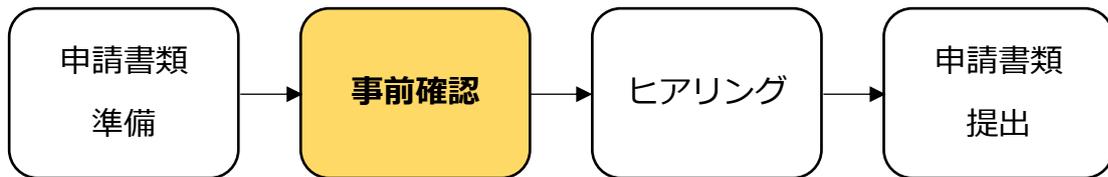
1 制度について

葛飾区の文化芸術創造の発展および団体活動の活性化とその促進を目的に、区内で活動する文化芸術団体が実施するアートイベント費用の一部を助成する制度です。

2 対象期間

2024(令和6)年4月1日から
2025(令和7)年3月末までに行う事業

3 申請の流れ



▲オンラインで
事前確認できます

- ・ **事前に相談（事前確認）してください。 ※事業開始日の1か月前まで**
- ・ まず「企画書」「団体の構成員名簿」「規約」などを準備してください。
- ・ 対面・電話でヒアリングを行います。申請書類が整い次第、申請してください。

4 助成金額（いずれかの低い金額）

- (1) 助成対象経費（4ページ）の2分の1
- (2) 助成対象経費の合計額から収入及びその他の助成金を差し引いた額

上限50万円

5 申請する際の注意点

- (1) 事業開始前に助成金交付を受けてください。**
- (2) 他の制度で助成を受けている場合は、事業予算書に必ず書いてください。
また、他の制度が併給できるかどうか確認してください。
- (3) 申請後に事業内容を変更する場合、助成金額の増額はできません。



6 申請書類

- (1) 交付申請書（事業の目的、取組内容などを確認します）
- (2) 事業予算書（収入・支出予定額や事業対象経費の有無などを確認します）
- (3) 申請団体の構成員名簿（助成対象団体かどうかを確認します）
- (4) 申請団体の規約（助成対象団体かどうかを確認します）
- (5) 過去に実施した事業の資料（ちらし・ポスター等） など

※（1）（2）は、[区ホームページからダウンロード](#)できます。

[「トップページ >観光・文化・スポーツ >文化・芸術 >文化 >令和6年度葛飾区アートイベント助成」](#)

※事前確認の時は、（1）（2）を企画書などでも代用できます。

※（3）（4）の様式は任意です。



▲[区ホームページ](#)

7 助成対象団体（すべてに該当すること）

- (1) 区内に活動拠点がある。
- (2) 構成員が5人以上で、過半数が区内に在住・在勤・在学している。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としていない。
- (4) 非営利で自主的に活動を行っている。
- (5) 運営に関する規約（準ずるものでも可）や構成員名簿を備えている。
- (6) 特定の公職者などを推薦・支持・反対することを目的としていない。
- (7) 暴力団でない。暴力団若しくは暴力団員の統制下でない。

8 事前確認・書類提出先

葛飾区地域振興部文化国際課

〒124-0012 葛飾区立石 6-33-1 かつしかシンフォニーヒルズ 別館 2 階

電 話 : (03)5670-2259 メール : 050450@city.katsushika.lg.jp

ファクス : (03)5670-2265

月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（祝日除く）





9 助成対象事業（すべてに該当すること）

- (1) 広く葛飾区民に公開され、参加できる事業。
- (2) 区の文化芸術創造に貢献し、公益性の高い事業。 ※音楽イベントは除く
- (3) 区内で行う事業。 ※かつしかシンフォニーヒルズ・かめありリリオホールは除く
- (4) 非営利の事業。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的にしていない事業。
- (6) 自ら企画・運営する事業で、区の文化芸術創造の発展が期待できる事業。
- (7) 下記5つの取組のうち、3つ以上行う事業。

1 創造・新規性のある取組	文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、 独創性のある文化芸術の創造を促進し、 新たな鑑賞者・参加者の創出に結びつく積極的な取組
2 発展性のある取組	これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承・発展させつつ、 活動団体・個人の今後の成長・発展に資することが期待できる取組
3 葛飾の特色を活かした取組	文化財をはじめ、各地域の歴史や風土等を反映した 特色ある文化芸術の発展が図られる取組
4 将来の文化創造に資する取組	子どもたちに対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、 学校や家庭、地域等との相互の連携が図られる取組
5 関連分野との連携を図る取組	文化芸術の固有の意義と価値を尊重し、観光・まちづくり・福祉・ 国際交流・教育・産業等の関連分野と有機的な連携が図られる取組

【参考 過去の助成事業】障がいアート展

初日にイベント開催、10日間、絵画や立体工作など多数の作品を展示。主催団体ほか、区内の多くの福祉団体が参加。イベントでは複数の参加型ワークショップが開催され、福祉作業所のさまざまな製品販売も実施された。



①アール・ブリュットなどの作品展示
(創造・新規性のある取組)

②子どもも楽しめるアートワークショップ
(将来の文化創造に資する取組)

③多数の福祉団体が参加
(関連分野との連携を図る取組)

10 助成対象経費（助成事業を実施するために必要な費用）の例

※支出根拠資料（領収書など）を提出できない場合は対象外です。

項目	内容（対象例）	対象外の例
謝礼金	講師・出演団体などへの謝礼金	・団体構成員の人件費 ・現金以外の物品（金券含む）による謝礼
消耗品費	事業実施に必要な消耗品などの購入費 ・手刷り印刷に必要な用品類 ・ベニヤ板・材木などの製作材料類	・備蓄用の物品 ・飲食費 ・個人、団体に帰属する物品 ・贈答品、金券類 ・販売事業者以外から購入した物品
印刷費	・チラシ、ポスターなどの印刷費 ・コピー料金 ・写真印刷代 など	・申請事業以外の事業に関するチラシ、ポスターの印刷費
役務費	各種サービス利用料 ・事業案内通知郵送料 ・資器材、物品などの運搬費用 ・保険料（イベント保険など） ・各種手数料 など	・ガソリン代 ・交通費 ・入場料など 事務所の固定費など ・光熱水費・電話料金・ホームページなど
委託費	事業を効率的に実施するための経費 ・舞台設営、撤去 ・廃棄物処理 など	・事業の一切を他団体に委託 ・事業の記録・撮影
使用料 賃借料	・会場使用料 ・機材レンタル料 ・レンタカー借上料 など	・申請団体が直接使用することのない使用料

11 申請書類提出後のながれ

①交付決定	内容審査後、申請団体に通知します。 <u>（事業実施前）</u>
②助成金交付	交付決定団体からの請求により、助成金を支払います。 <u>（事業実施前）</u>
③実施報告	実施後1か月以内に、実績報告書及び領収書などを提出してください。
④金額決定・清算	③により金額を確定します。②を下回る場合は、差額を返還してください。